

幕別町発達支援センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町発達支援センター条例 (平成24年3月23日条例第8号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 心身の発達に関する相談に関する事業</p> <p>(2) 心身の発達に関する指導、療育等に関する事業</p> <p>(3) 心身の発達の支援に関するサービスの調整に関する事業</p> <p>(4) 心身の発達、障害等に関する研修、啓発等に関する事業</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事業</p> <p>(利用対象者)</p> <p>第4条 センターを利用できる者は、幕別町に在住する児童並びにその保護者及び家族とする。</p>	<p>○幕別町発達支援センター条例 (平成24年3月23日条例第8号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センター(分室を除く。)は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 心身の発達に関する相談に関する事業</p> <p>(2) 心身の発達に関する指導、療育等に関する事業</p> <p>(3) 心身の発達の支援に関するサービスの調整に関する事業</p> <p>(4) 心身の発達、障害等に関する研修、啓発等に関する事業</p> <p><u>(5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する放課後等デイサービス及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援を行う事業</u></p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事業</p> <p><u>2 センター(分室に限る。)は、前項各号に掲げる事業に準ずるものとして町長が定める事業を行う。</u></p> <p>(利用対象者)</p> <p>第4条 センターを利用できる者(前条第1項第5号の事業を利用しようとする者を除く。)は、幕別町に在住する児童、保護者その他同居の親族とする。</p> <p><u>2 センターを利用できる者(前条第1項第5号の事業を利用しようとする者に限る。)は、法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る児童又は法第21条の6に規定する措置に係る児童のうち障害児通所支援を提供されることとなったものとする。</u></p>

